

## 【参考 1】

### 短期組合員に関連する部分について

#### I 年金制度

短期組合員の方は、共済組合における年金制度の対象外です。  
資料の下記の箇所を参考としてご覧ください。

「1 公的年金制度の概要」

「2 年金の請求手続きについて」

(2) 受給開始年齢より早く請求する場合（繰上げ請求）

(3) 受給開始年齢より遅く請求する場合（繰下げ請求）

「4 その他の年金制度について」

(1) 離婚時の年金分割制度

「5 主な問合せ先一覧」

#### II 退職後の健康保険制度

2 ページの「チャート」を参照し、該当する部分をご覧ください。

#### III 退職手当制度について

対象外です（臨時的任用職員の方は対象になります）。

#### IV 控除金関係の退職時の手続き

1 ページの「各制度の手続き要否」を参照し、該当する部分をご覧ください。

#### V 退職会員互助制度

互助会会員であって、満48歳以上で退職した方が対象です。  
全体をご一読ください。

## 【参考 2～4】

全体をご一読ください。